

報告第 3 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、浜田市税条例等の一部を改正する条例について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 6 月 15 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市税条例等の一部を改正する条例について

浜田市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 3 月 31 日 専決

浜田市長 久保田 章 市

浜田市税条例等の一部を改正する条例

(浜田市税条例の一部改正)

第1条 浜田市税条例（平成17年浜田市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第18条の4第1項中「交付」の次に「(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の」を加える。

第33条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第33条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第34条の7第1項第5号中「(所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。)」を削る。

第34条の9第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分の個人の県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号

の次に次の 1 号を加える。

- (2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が 1,000 万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第 313 条第 3 項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けもの及び同条第 4 項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が 133 万円以下であるものに限る。次条第 1 項において同じ。）の氏名

第 36 条の 3 の 3 の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第 1 項中「あつて、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第 53 条の 2 に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。）をいう。第 2 号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 特定配偶者の氏名

第 48 条第 9 項中「第 321 条の 8 第 60 項」を「第 321 条の 8 第 62 項」に、「同条第 60 項」を「同条第 62 項」に改め、同条第 15 項中「第 321 条の 8 第 69 項」を「第 321 条の 8 第 71 項」に改める。

第 73 条の 2 第 1 項中「固定資産課税台帳」の次に「（同条第 1 項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加え、「閲覧の手数料」を「閲覧（法第 382 条の 4 に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）の手数料」に改める。

第 73 条の 3 第 1 項中「事項の証明書」の次に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を、「交付」の次に「（法第 382 条の 4 に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）」を加える。

附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「令和 15 年度」を「令和 20 年度」に、「令和 3 年」を「令和 7 年」に改める。

附則第 10 条の 2 第 2 項中「4 分の 3」を「5 分の 4」に改め、同条第 3 項中「附則第 15 条第 16 項」を「附則第 15 条第 15 項」に改め、同条第 4 項中「附則第 15 条第 23 項」を「附則第 15 条第 22 項」に改め、同条第 5 項中「附則第 15 条第 24 項第 1 号」を「附則第 15 条第 23 項第 1 号」に改め、

同条第 6 項中「附則第 15 条第 24 項第 2 号」を「附則第 15 条第 23 項第 2 号」に改め、同条第 7 項中「附則第 15 条第 24 項第 3 号」を「附則第 15 条第 23 項第 3 号」に改め、同条第 8 項中「附則第 15 条第 25 項第 1 号」を「附則第 15 条第 24 項第 1 号」に改め、同条第 9 項中「附則第 15 条第 25 項第 2 号」を「附則第 15 条第 24 項第 2 号」に改め、同条第 10 項中「附則第 15 条第 27 項第 1 号イ」を「附則第 15 条第 26 項第 1 号イ」に改め、同条第 11 項中「附則第 15 条第 27 項第 1 号ロ」を「附則第 15 条第 26 項第 1 号ロ」に改め、同条第 12 項中「附則第 15 条第 27 項第 1 号ハ」を「附則第 15 条第 26 項第 1 号ハ」に改め、同条第 13 項中「附則第 15 条第 27 項第 1 号ニ」を「附則第 15 条第 26 項第 1 号ニ」に改め、同条第 14 項中「附則第 15 条第 27 項第 2 号イ」を「附則第 15 条第 26 項第 2 号イ」に改め、同条第 15 項中「附則第 15 条第 27 項第 2 号ロ」を「附則第 15 条第 26 項第 2 号ロ」に改め、同条第 16 項中「附則第 15 条第 27 項第 2 号ハ」を「附則第 15 条第 26 項第 2 号ハ」に改め、同条第 17 項中「附則第 15 条第 27 項第 3 号イ」を「附則第 15 条第 26 項第 3 号イ」に改め、同条第 18 項中「附則第 15 条第 27 項第 3 号ロ」を「附則第 15 条第 26 項第 3 号ロ」に改め、同条第 19 項中「附則第 15 条第 27 項第 3 号ハ」を「附則第 15 条第 26 項第 3 号ハ」に改め、同条第 20 項中「附則第 15 条第 30 項」を「附則第 15 条第 29 項」に改め、同条第 21 項中「附則第 15 条第 34 項」を「附則第 15 条第 33 項」に改め、同条第 22 項中「附則第 15 条第 35 項」を「附則第 15 条第 34 項」に改め、同条第 23 項中「附則第 15 条第 42 項」を「附則第 15 条第 39 項」に改め、同条第 24 項中「附則第 15 条第 46 項」を「附則第 15 条第 43 項」に改め、同条中第 26 項を第 27 項とし、第 25 項を第 26 項とし、第 24 項の次に次の 1 項を加える。

25 法附則第 15 条第 44 項に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。

附則第 10 条の 3 第 9 項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第 11 項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第 12 条第 1 項中「100 分の 5」の次に「(商業地等に係る令和 4 年度分の固定資産税にあっては、100 分の 2.5)」を加える。

附則第 16 条の 3 第 2 項を次のように改める。

- 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第 8 条の 4 第 2 項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第 1 項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第 17 条の 2 第 3 項中「、第 37 条の 8 又は第 37 条の 9」を「又は第 37 条の 8」に改める。

附則第 20 条の 2 第 4 項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第 20 条の 3 第 4 項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第 20 条の 3 第 6 項中「年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)」を削る。

附則第 25 条を削る。

(浜田市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 浜田市税条例等の一部を改正する条例（令和 3 年浜田市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条のうち、浜田市税条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢 16 歳未満の者」を「扶養親族（」の次に「年齢 16 歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附則第 2 条第 4 項中「の規定中個人の市民税に関する部分」を「第 24 条第 2 項及び第 36 条の 3 の 3 第 1 項並びに附則第 5 条第 1 項の規定」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に

掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条中浜田市税条例第 36 条の 3 の 2 の見出し及び同条第 1 項並びに第 36 条の 3 の 3 の見出し及び同条第 1 項の改正規定並びに同条例附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項及び第 17 条の 2 第 3 項の改正規定並びに同条例附則第 25 条を削る改正規定並びに第 2 条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定並びに附則第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定 令和 5 年 1 月 1 日
- (2) 第 1 条中浜田市税条例第 33 条第 4 項及び第 6 項、第 34 条の 9 第 1 項及び第 2 項並びに第 36 条の 2 第 1 項ただし書及び第 2 項の改正規定並びに同条例附則第 16 条の 3 第 2 項、第 20 条の 2 第 4 項並びに第 20 条の 3 第 4 項及び第 6 項の改正規定並びに第 2 条（浜田市税条例等の一部を改正する条例（令和 3 年浜田市税条例第 23 号）附則第 2 条第 4 項の改正規定に限る。）の規定並びに附則第 3 条第 3 項の規定 令和 6 年 1 月 1 日
- (3) 第 1 条中浜田市税条例第 18 条の 4 第 1 項の改正規定、同条例第 73 条の 2 第 1 項の改正規定（「固定資産課税台帳」の次に「（同条第 1 項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える部分を除く。）及び同条例第 73 条の 3 第 1 項の改正規定（「事項の証明書」の次に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える部分を除く。）並びに次条並びに附則第 4 条第 3 項及び第 4 項の規定 令和 6 年 4 月 1 日

（納税証明書に関する経過措置）

第 2 条 前条第 3 号に掲げる規定による改正後の浜田市税条例第 18 条の 4 第 1 項（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 382 条の 4 に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第 20 条の 10 の規定による証明書の交付について適用する。

（市民税に関する経過措置）

第 3 条 第 1 条の規定による改正後の浜田市税条例（以下「新条例」という。）第 36 条の 3 の 2 第 1 項の規定は、附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「1 号施行日」という。）以後に支払を受けるべき第 36 条の 3 の 2 第 1 項に規定する給与について提出する同項及び同条第 2 項に規定する申告書について適用し、1 号施行日前に支払を受けるべき第 1 条の規定による改正前の浜田市税条例（次項において「旧条例」という。）第 36 条の 3 の 2 第 1 項に規定する給与について提出した

同項及び同条第 2 項に規定する申告書については、なお従前の例による。

- 2 新条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の規定は、1 号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等（同法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項に規定する申告書について適用し、1 号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項に規定する申告書については、なお従前の例による。
- 3 附則第 1 条第 2 号に掲げる規定による改正後の浜田市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和 6 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 5 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

- 第 4 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 4 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 3 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 2 令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 1 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法附則第 15 条第 2 項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 附則第 1 条第 3 号に掲げる規定による改正後の浜田市税条例第 73 条の 2 第 1 項（地方税法第 382 条の 4 に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第 382 条の 2 の規定による固定資産課税台帳（同条第 1 項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧について適用する。
- 4 附則第 1 条第 3 号に掲げる規定による改正後の浜田市税条例第 73 条の 3 第 1 項（地方税法第 382 条の 4 に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第 382 条の 3 の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。

報告第 4 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、令和 3 年度浜田市一般会計補正予算（第 15 号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 6 月 15 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

令和 3 年度 浜田市一般会計補正予算（第 15 号）

令和 3 年度浜田市の一般会計補正予算（第 15 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 304,606 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 42,220,084 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加及び廃止は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 4 年 3 月 31 日 専決

浜田市長 久保田 章 市

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 法人事業税交付金		71,793	18,634	90,427
	1 法人事業税交付金	71,793	18,634	90,427
7 地方消費税交付金		1,012,211	338,777	1,350,988
	1 地方消費税交付金	1,012,211	338,777	1,350,988
11 地方交付税		12,770,623	339,413	13,110,036
	1 地方交付税	12,770,623	339,413	13,110,036
13 分担金及び負担金		260,854	△5,070	255,784
	1 分担金	42,082	△5,070	37,012
14 使用料及び手数料		610,212	△10,257	599,955
	1 使用料	431,413	△10,257	421,156
15 国庫支出金		7,935,463	△110,716	7,824,747
	1 国庫負担金	4,147,474	55,145	4,202,619
	2 国庫補助金	3,780,549	△165,861	3,614,688
16 県支出金		2,715,736	67,313	2,783,049
	2 県補助金	947,247	67,313	1,014,560
19 繰入金		2,027,321	△759,407	1,267,914
	1 基金繰入金	2,027,321	△759,407	1,267,914
21 諸収入		974,150	607	974,757
	4 受託事業収入	237,408	△1,251	236,157
	5 雑収入	607,182	1,858	609,040
22 市債		4,144,313	△183,900	3,960,413
	1 市債	4,144,313	△183,900	3,960,413
歳入合計		42,524,690	△304,606	42,220,084

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		6,783,406	267,133	7,050,539
	1 総 務 管 理 費	6,124,328	277,509	6,401,837
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	181,280	△ 10,376	170,904
3 民 生 費		13,257,357	△ 340,942	12,916,415
	1 社 会 福 祉 費	7,361,823	△ 242,083	7,119,740
	2 児 童 福 祉 費	5,110,304	△ 12,890	5,097,414
	3 生 活 保 護 費	784,829	△ 85,969	698,860
4 衛 生 費		3,432,595	△ 88,131	3,344,464
	1 保 健 衛 生 費	2,210,220	△ 88,131	2,122,089
7 商 工 費		1,508,519	0	1,508,519
	1 商 工 費	1,508,519	0	1,508,519
8 土 木 費		2,877,907	△ 28,857	2,849,050
	1 土 木 管 理 費	669,235	0	669,235
	2 道 路 橋 梁 費	1,303,790	△ 18,600	1,285,190
	6 住 宅 費	222,944	△ 10,257	212,687
11 災 害 復 旧 費		1,424,722	△ 113,809	1,310,913
	1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	486,319	△ 44,997	441,322
	2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	938,403	△ 68,812	869,591
歳 出 合 計		42,524,690	△ 304,606	42,220,084

第 2 表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
03 民生費	02 児童福祉費	子育て世帯への臨時特別給付金 給付事業(国補正分)	10,100 <small>千円</small>
06 農林水産業費	01 農業費	有機野菜等農業用ハウス 整備支援事業	6,260

(廃止)

款	項	事業名	金額
04 衛生費	01 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	57,601 <small>千円</small>

第 3 表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補正前 限度額	補正後 限度額
福祉施設整備事業	297,700 <small>千円</small>	294,900 <small>千円</small>
道路橋梁整備事業	313,200	303,200
災害復旧事業	875,600	704,500

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
6 法人事業税交付金	71,793	18,634	90,427
7 地方消費税交付金	1,012,211	338,777	1,350,988
11 地方交付税	12,770,623	339,413	13,110,036
13 分担金及び負担金	260,854	△5,070	255,784
14 使用料及び手数料	610,212	△10,257	599,955
15 国庫支出金	7,935,463	△110,716	7,824,747
16 県支出金	2,715,736	67,313	2,783,049
19 繰入金	2,027,321	△759,407	1,267,914
21 諸収入	974,150	607	974,757
22 市債	4,144,313	△183,900	3,960,413
歳入合計	42,524,690	△304,606	42,220,084

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2総 務 費	6,783,406	267,133	7,050,539	△10,376			277,509
3民 生 費	13,257,357	△340,942	12,916,415	△119,886		△11,227	△209,829
4衛 生 費	3,432,595	△88,131	3,344,464	△88,131			
7商 工 費	1,508,519	0	1,508,519	17,549			△17,549
8土 木 費	2,877,907	△28,857	2,849,050	1,000	△10,000	△11,508	△8,349
11災 害 復 旧 費	1,424,722	△113,809	1,310,913	68,310	△171,100	△6,381	△4,638
歳 出 合 計	42,524,690	△304,606	42,220,084	△131,534	△181,100	△29,116	37,144

2 歳 入

6 法人事業税交付金 (1 法人事業税交付金)

款	補正前の額	補正額	計
項			
目			
6 法人事業税交付金	71,793	18,634	90,427
1 法人事業税交付金	71,793	18,634	90,427
1 法人事業税交付金	71,793	18,634	90,427
7 地方消費税交付金	1,012,211	338,777	1,350,988
1 地方消費税交付金	1,012,211	338,777	1,350,988
1 地方消費税交付金	1,012,211	338,777	1,350,988
11 地方交付税	12,770,623	339,413	13,110,036
1 地方交付税	12,770,623	339,413	13,110,036
1 地方交付税	12,770,623	339,413	13,110,036
13 分担金及び負担金	260,854	△5,070	255,784
1 分 担 金	42,082	△5,070	37,012
4 災害復旧費分担金	9,846	△5,070	4,776
14 使用料及び手数料	610,212	△10,257	599,955
1 使 用 料	431,413	△10,257	421,156
6 土木使用料	259,563	△10,257	249,306
15 国庫支出金	7,935,463	△110,716	7,824,747
1 国庫負担金	4,147,474	55,145	4,202,619
1 民生費国庫負担金	3,360,439	55,145	3,415,584
2 国庫補助金	3,780,549	△165,861	3,614,688
1 総務費国庫補助金	568,957	5,885	574,842

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	法人事業税交付金	18,634	法人事業税交付金 18,634
1	地方消費税交付金	338,777	地方消費税交付金 338,777
1	地方交付税	339,413	特別交付税 339,413
1	災害復旧費分担金	△5,070	3年農地災害復旧費分担金 △3,577 3年農業用施設災害復旧費分担金 △1,493
4	住宅使用料	△10,257	雇用促進住宅使用料 △10,257
5	生活保護費負担金	55,145	生活保護費 55,145
1	総務管理費補助金	16,261	電源立地地域対策交付金 △1,544

15 国庫支出金 (2 国庫補助金)

款	補正前の額	補正額	計
項			
目			
2 民生費国庫補助金	1,983,332	△172,746	1,810,586
5 土木費国庫補助金	392,824	1,000	393,824
16 県支出金	2,715,736	67,313	2,783,049
2 県補助金	947,247	67,313	1,014,560
2 民生費県補助金	278,444	△997	277,447
8 災害復旧費県補助金	176,720	68,310	245,030
19 繰入金	2,027,321	△759,407	1,267,914
1 基金繰入金	2,027,321	△759,407	1,267,914
1 財政調整基金繰入金	4,265	△4,265	0
2 減債基金繰入金	743,386	△743,386	0
6 ふるさと応援基金繰入金	682,277	△1,992	680,285
9 森林環境譲与税基金繰入金	15,000	△9,764	5,236
21 諸収入	974,150	607	974,757
4 受託事業収入	237,408	△1,251	236,157

(単位：千円)

節		金額	説明	
区	分			
			新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 17,549 公衆用無線LAN環境整備支援事業費 256	
2	戸籍住民基本台帳費補助金	△10,376	個人番号カード交付事業費	△10,376
1	社会福祉費補助金	△172,900	住民税非課税世帯等への臨時特別給付金給付費 △172,900	
2	児童福祉費補助金	154	次世代育成支援対策施設整備交付金	154
1	道路橋梁費補助金	1,000	社会資本整備総合交付金	1,000
1	社会福祉費補助金	△997	福祉医療費	△997
1	災害復旧費県補助金	68,310	3年農地災害復旧費 33,224 3年農業用施設災害復旧費 12,589 3年林業施設災害復旧費 22,497	
1	財政調整基金繰入金	△4,265	財政調整基金繰入金	△4,265
1	減債基金繰入金	△743,386	減債基金繰入金	△743,386
1	ふるさと応援基金繰入金	△1,992	ふるさと応援基金繰入金	△1,992
1	森林環境譲与税基金繰入金	△9,764	森林環境譲与税基金繰入金	△9,764

21 諸 収 入 (4 受託事業収入)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
項			
目			
3 土木費受託事業収入	18,125	△1,251	16,874
5 雑 入	607,182	1,858	609,040
2 雑 入	607,180	1,858	609,038
22 市 債	4,144,313	△183,900	3,960,413
1 市 債	4,144,313	△183,900	3,960,413
2 民 生 債	309,300	△2,800	306,500
6 土 木 債	372,300	△10,000	362,300
9 災害復旧債	875,600	△171,100	704,500
歳 入 合 計	42,524,690	△304,606	42,220,084

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	道路橋梁費受託事業収入	△1,251	県道除雪事業費 △1,251
2	高額療養費収入	△4,688	福祉医療高額療養費(国保分) △3,765 福祉医療高額療養費(社保分) △923
8	民生費雑入	6,546	生活保護費返還金 5,894 生活保護費徴収金 652
2	児童福祉債	△2,800	子育て世代包括支援センター整備事業費 △2,800
1	道路橋梁債	△10,000	道路橋梁整備事業費 △10,000
1	農林水産業施設災害復旧債	△100,200	現年農地災害復旧費 △47,400 現年農業用施設災害復旧費 △25,200 現年林業施設災害復旧費 △27,600
2	公共土木施設災害復旧債	△70,900	現年公共土木施設災害復旧費 △70,900

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2 総 務 費	6,783,406	267,133	7,050,539	△10,376			277,509
1 総務管理費	6,124,328	277,509	6,401,837				277,509
4 財政管理費	260,649	277,509	538,158				277,509

2 総務費（1 総務管理費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区	分		
24	積立金	277,509	1 減債基金積立金 277,509

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 戸籍住民基本 台帳費	181,280	△10,376	170,904	△10,376			
1 戸籍住民基本 台帳費	181,280	△10,376	170,904	△10,376			

2 総務費（3 戸籍住民基本台帳費）

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
18 負担金補助及び交付金	△10,376	1 個人番号カード交付事業 △10,376

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 民 生 費	13,257,357	△340,942	12,916,415	△119,886		△11,227	△209,829
1 社会福祉費	7,361,823	△242,083	7,119,740	△173,897		△4,688	△63,498
1 社会福祉総務費	1,983,096	△172,900	1,810,196	△172,900			
3 障がい者福祉費	2,196,673	△58,209	2,138,464				△58,209
5 福祉医療費	174,795	△10,974	163,821	△997		△4,688	△5,289

3 民生費（1 社会福祉費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区分			
19 扶助費		△172,900	1 住民税非課税世帯等への臨時特別 給付金給付事業（国補正分） △172,900
19 扶助費		△58,209	1 身体障がい者更生医療給付事業 △13,351 2 障がい者介護給付事業 △29,480 3 障がい児通所給付事業 △15,378
10 需用費		△162	1 福祉医療給付事業 △10,974
11 役務費		△320	
19 扶助費		△10,492	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 児童福祉費	5,110,304	△12,890	5,097,414	△1,134		△11,756	
1 児童福祉総務費	1,822,734	△12,890	1,809,844	△1,134		△11,756	

3 民生費（2 児童福祉費）

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
14	工事請負費	△12,890
		1 子育て世代包括支援センター整備事業 △12,890

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 生活保護費	784,829	△85,969	698,860	55,145		5,217	△146,331
2 扶 助 費	677,105	△85,969	591,136	55,145		5,217	△146,331

3 民 生 費 (3 生活保護費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
19 扶助費	△85,969	1 扶 助 費 △85,969

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
4 衛 生 費	3,432,595	△88,131	3,344,464	△88,131			
1 保 健 衛 生 費	2,210,220	△88,131	2,122,089	△88,131			
2 感 染 症 予 防 費	637,524	△88,131	549,393	△88,131			

4 衛 生 費 (1 保健衛生費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
7 報償費	△562	1 新型コロナウイルスワクチン接種 事業 △88,131
10 需用費	△927	
11 役務費	△1,785	
12 委託料	△83,138	
13 使用料及び賃借料	△899	
18 負担金補助及び交付金	△357	
19 扶助費	△463	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
7 商 工 費	1,508,519	0	1,508,519	17,549			△17,549
1 商 工 費	1,508,519	0	1,508,519	17,549			△17,549
1 商工総務費	752,756	0	752,756	17,549			△17,549

7 商 工 費 (1 商 工 費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
8 土 木 費	2,877,907	△28,857	2,849,050	1,000	△10,000	△11,508	△8,349
1 土木管理費	669,235	0	669,235		△10,000		10,000
1 土木総務費	612,680	0	612,680		△10,000		10,000

8 土 木 費 (1 土木管理費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 道路橋梁費	1,303,790	△18,600	1,285,190	1,000		△1,251	△18,349
2 道路維持費	234,651	△18,600	216,051	1,000		△1,251	△18,349

8 土 木 費 (2 道路橋梁費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
10 需用費	△1,000	1 除雪事業 △18,600
11 役務費	△100	
12 委託料	△17,500	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6 住 宅 費	222,944	△10,257	212,687			△10,257	
1 住宅管理費	222,944	△10,257	212,687			△10,257	

8 土 木 費 (6 住 宅 費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
24 積立金	△10,257	1 雇用促進住宅管理事業 △10,257

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
11 災害復旧費	1,424,722	△113,809	1,310,913	68,310	△171,100	△6,381	△4,638
1 農林水産業施設災害復旧費	486,319	△44,997	441,322	68,310	△100,200	△6,381	△6,726
1 農地災害復旧費	179,029	△20,750	158,279	33,224	△47,400	△4,559	△2,015
2 農業用施設災害復旧費	170,191	△16,102	154,089	12,589	△25,200	△1,822	△1,669
3 林業施設災害復旧費	137,099	△8,145	128,954	22,497	△27,600		△3,042

11 災害復旧費 (1 農林水産業施設災害復旧費)

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
10	需用費	△387	1 3年農地災害復旧費 △20,750
12	委託料	△1,866	
14	工事請負費	△18,497	
10	需用費	△237	1 3年農業用施設災害復旧費 △16,102
12	委託料	△57	
14	工事請負費	△15,808	
10	需用費	△236	1 3年林業施設災害復旧費 △8,145
14	工事請負費	△7,909	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 公共土木施設 災害復旧費	938,403	△68,812	869,591		△70,900		2,088
1 道路橋梁災害 復旧費	938,403	△68,812	869,591		△70,900		2,088

11 災害復旧費 (2 公共土木施設災害復旧費)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
10 需用費	△927	1 3年公共土木施設災害復旧費 △68,812
12 委託料	△67,885	

地方債に関する調書

区 分		前 年 度 末 現在高見込額	当該年度中増減見込額		当 該 年 度 末 現在高見込額
			起 債 見 込 額	償 還 見 込 額	
災 害 復 旧 事 業 債	補 正 前 の 額	1,879,510	875,600	258,254	2,496,856
	補 正 額		△ 171,100		△ 171,100
	補 正 後 の 額	1,879,510	704,500	258,254	2,325,756
一 般 単 独 事 業 債	補 正 前 の 額	17,111,766	484,400	1,736,400	15,859,766
	補 正 額		△ 10,000		△ 10,000
	補 正 後 の 額	17,111,766	474,400	1,736,400	15,849,766
過 疎 対 策 事 業 債	補 正 前 の 額	14,872,686	1,573,000	1,884,170	14,561,516
	補 正 額		△ 2,800		△ 2,800
	補 正 後 の 額	14,872,686	1,570,200	1,884,170	14,558,716
計	補 正 前 の 額	50,116,055	4,144,313	6,017,885	48,242,483
	補 正 額		△ 183,900		△ 183,900
	補 正 後 の 額	50,116,055	3,960,413	6,017,885	48,058,583

報告第 5 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、損害賠償の額の決定について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 6 月 15 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額を地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり定める。

令和 4 年 4 月 4 日 専決

浜田市長 久保田 章 市

損害賠償の額の決定

公用車運転中の事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

- | | | |
|---|----------|------------------------------------|
| 1 | 損害賠償の額 | 128,612 円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | 松江市殿町 1 番地
島根県
島根県知事 丸 山 達 也 |

報告第 6 号

令和 3 年度浜田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

令和 3 年度浜田市一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、次のとおり報告する。

令和 4 年 6 月 15 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

令和3年度浜田市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
02	01	総務費 総務管理費 公設水産物仲買売場解体工事費	94,238,000	94,238,000	94,238,000				
02	01	総務費 総務管理費 市有施設再編整備事業	11,025,000	6,847,500	27,149		6,800,000		20,351
02	03	総務費 戸籍住民基本台帳費 転出・転入手続ワンストップ化推進事業(国補正分)	4,592,000	4,202,000		4,202,000			
03	01	民生費 社会福祉費 住民税非課税世帯等への臨時特別給付金給付事業(国補正分)	324,769,000	151,869,000		151,869,000			
03	02	民生費 児童福祉費 放課後児童クラブ施設整備事業	62,302,000	62,302,000		48,989,000	12,600,000		713,000
03	02	民生費 児童福祉費 子育て世帯への臨時特別給付金給付事業(国補正分)	10,100,000	10,100,000		10,100,000			
06	01	農林水産業費 農業費 農地集積・集約化加速化対策事業(国補正分)	720,000	558,000		558,000			
06	01	農林水産業費 農業費 有機野菜等農業用ハウス整備支援事業	6,260,000	6,260,000		3,130,000			3,130,000
06	01	農林水産業費 農業費 農地有効利用支援整備事業	8,220,000	8,220,000			8,200,000		20,000
06	02	農林水産業費 林業費 林地崩壊防止事業	34,939,000	28,430,300	41,500	11,935,000	16,400,000		53,800
06	03	農林水産業費 水産業費 高度衛生管理型荷捌所整備事業	121,950,000	24,590,286	29,716	16,393,524	8,100,000		67,046
07	01	商工費 商工費 浜田プレミアム付き飲食・宿泊応援チケット発行事業	21,000,000	9,575,000					9,575,000
08	01	土木費 土木管理費 公共残土等処理場整備事業	113,490,000	95,150,215					95,150,215
08	02	土木費 道路橋梁費 橋梁等長寿命化調査点検事業	9,000,000	3,898,397		2,196,273			1,702,124
08	02	土木費 道路橋梁費 道路施設長寿命化改修事業	700,000	626,480		313,280	300,000		13,200
08	02	土木費 道路橋梁費 浜田駅周辺整備事業	203,500,000	198,820,263		112,914,174	81,600,000		4,306,089
08	02	土木費 道路橋梁費 道路ストック災害防除事業	15,700,000	9,248,180		4,443,828	4,300,000		504,352
08	02	土木費 道路橋梁費 井野37号線道路改良事業	11,300,000	3,019,397	54,833	1,438,564	1,500,000		26,000
08	02	土木費 道路橋梁費 歩道整備事業	14,284,000	11,374,494	6,806	6,345,932	4,500,000		521,756
08	02	土木費 道路橋梁費 橋梁長寿命化改修事業	74,000,000	66,983,361	10,807,879	38,124,721	18,000,000		50,761
08	02	土木費 道路橋梁費 周布橋仮設歩道橋整備事業	137,000,000	126,908,600	66,765,600	40,143,000	20,000,000		
08	02	土木費 道路橋梁費 周布橋整備事業	78,272,000	78,272,000		43,472,000	34,800,000		
08	03	土木費 河川費 自然災害防止事業	32,600,000	23,703,800			19,100,000	4,575,950	27,850
10	05	教育費 社会教育費 移動図書館車整備事業	14,226,000	14,226,000	226,000		14,000,000		
10	06	教育費 保健体育費 新型コロナウイルス感染症対策事業(学校保健費・国補正分)	15,800,000	15,800,000		7,900,000			7,900,000
11	01	災害復旧費 農林水産業施設災害復旧費 3年農地災害復旧費	154,324,000	133,702,654	52,138	83,588,000	37,300,000		12,762,516
11	01	災害復旧費 農林水産業施設災害復旧費 3年農業用施設災害復旧費	139,729,000	100,906,736	95,189	43,760,527	45,000,000		12,051,020
11	01	災害復旧費 農林水産業施設災害復旧費 3年林業施設災害復旧費	110,144,000	81,483,403		63,356,000	15,400,000		2,727,403
11	02	災害復旧費 公共土木施設災害復旧費 3年公共土木施設災害復旧費	743,041,000	682,741,323		332,527,000	350,200,000		14,323
計			2,567,225,000	2,054,057,389	172,344,810	1,027,699,823	698,100,000	4,575,950	151,336,806

報告第7号

令和3年度浜田市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

令和3年度浜田市水道事業会計予算繰越計算書について、地方公営企業法第26条第3項の規定により、次のとおり報告する。

令和4年6月15日 提出

浜田市長 久保田 章 市

令和3年度 浜田市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項及び第2項ただし書の規定による建設改良費等の繰越額

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財 源 内 訳		不 用 額	翌年度繰越額に係る 繰越を要するたな卸 資産の購入限度額	説 明
						工事負担金等	当 年 度 損 益 勘 定 留 保 資 金			
資本的支出	建設改良費	重要給水施設配 水管耐震事業6工 区	150,000,000	34,000,000	116,000,000	26,175,000	89,825,000	0	0	配管掘削で礫質土として見込んでいた土質が硬岩であり、岩掘削での埋設配管を行う事となったため、日当たり施工量が伸びず年度内での完成が見込めないため。
"	"	水道管路緊急改 善事業7工区	140,000,000	41,270,000	98,730,000	27,901,000	70,829,000	0	0	工事施工中にコンクリート擁壁の崩落による人身事故が発生し、工事の一時中断による工程の遅れが発生したため。
"	"	殿町地区配水管 改良工事	5,000,000	1,820,000	3,180,000	0	3,180,000	0	0	国道部分の舗装復旧範囲が当初見込みより増加し、また、関係機関との調整に時間を要し、年度内完了が困難となったため。
"	"	国道9号浅井町地 区電線共同溝工 事に伴う配水管 移転工事	20,000,000	4,660,000	15,340,000	0	15,340,000	0	0	電線共同溝工事に伴う移転工事であり、本体工事との工程調整により年度内完了が困難となったため。
"	"	国道186号(上来 原工区)防災安全 交付金(交通安 全)に伴う配水管 移転工事	20,000,000	5,830,000	14,170,000	0	14,170,000	0	0	国道改良に伴う支障移転工事であり、本体工事との工程調整により年度内完了が困難となったため。

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る 繰越を要するたな卸 資産の購入限度額	説明
						工事負担金等	当年度 損益勘定 留保資金			
資本的支出	建設改良費	(主)浜田八重可部線(岩畳工区)防災交付金(改築)事業に伴う配水管移転工事	円 14,000,000	円 2,710,000	円 11,290,000	円 0	円 11,290,000	円 0	円	県道改良に伴う支障移転工事であり、本体工事との工程調整により年度内完了が困難となったため。
〃	〃	雲城地区流量計ボックス設置工事	15,000,000	3,740,000	11,260,000	0	11,260,000	0		金城地域断水防止対策の一環として早期着工に取り組んだが、関係者との協議に時間を要し、年度内完了が困難となったため。
〃	〃	田町地区配水管移設設計業務委託	3,500,000	0	3,500,000	0	3,500,000	0		他の関係者や占有者との協議に時間を要し、年度内完了が困難となったため。
〃	〃	周布地区鱒石大橋添架管設計業務委託	12,500,000	0	12,500,000	0	12,500,000	0		橋梁関係者との協議に時間を要し、年度内完了が困難となったため。
〃	〃	益田種三隅線(西河内1工区)配水管移設設計業務委託	5,000,000	0	5,000,000	0	5,000,000	0		県道埋設を前提とした設計業務であり、県や他の占有者間の協議に時間を要し、年度内完了が困難となったため。
水道事業費用	営業費用	水道管路緊急改善事業7工区	1,000,000	0	1,000,000	0	1,000,000	0		工事施工中にコンクリート擁壁の崩落による人身事故が発生し、工事の一時中断による工程の遅れが発生したため。

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る 繰越を要するたな卸 資産の購入限度額	説明
						工事負担金等	当年度 損益勘定 留保資金			
水道事業 費用	営業費用	殿町地区配水管 改良工事	800,000	0	800,000	0	800,000	0		施工範囲の国道部分の舗装復旧範囲 が当初見込みより増加し、また、関係機 関との調整に時間を要し、年度内完了 が困難となったため。

報告第 8 号

令和 3 年度浜田市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

令和 3 年度浜田市公共下水道事業会計予算繰越計算書について、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により、次のとおり報告する。

令和 4 年 6 月 15 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

令和3年度 浜田市公共下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				不 用 額	翌年度繰越額に係る 繰越を要するたな卸 資産の購入限度額	説 明
						国庫補助金	工事負担金等	企業債	損益勘定 留保資金等			
資本的支出	建設改良費	浜田処理区整備 事業	円 114,796,976	円 54,998,976	円 59,798,000	円 29,549,000	円 0	円 23,300,000	円 6,949,000	円 0	円	処理場設計方針を決定するための地元 協議に不測の日数を必要としたため。
"	"	三隅地方地区農 集・福浦地区漁集 の公共下水道へ の統合事業	113,983,510	78,497,610	31,215,900	7,696,250	0	7,700,000	15,819,650	4,270,000		工事の施工に係る地元との調整に不測 の日数を必要としたため。
"	"	旭浄化センター汚 泥処理施設改築 事業	26,323,562	10,323,562	15,999,920	0	0	15,900,000	99,920	80		脱水ケーキ用コンテナの納品に不測の 日数を要したため
"	"	道路改良に伴う支 障移転事業	20,608,665	608,665	20,000,000	0	20,000,000	0	0	0		県道埋設を前提とした設計業務であり、 県や他の占有者間の協議に時間を要 し、年度内完了が困難となったため。

報告第 9 号

放棄した市の私債権の報告について

浜田市私法上の債権の放棄に関する条例第 2 条第 1 項の規定により私法上の原因に基づいて発生した債権を放棄したので、同条第 2 項の規定により、次のとおり報告する。

令和 4 年 6 月 15 日提出

浜田市長 久保田 章 市

1 会計名 一般会計

(1) 件数 8件

(2) 金額 458,543円

(3) 債権放棄の日 令和4年3月31日

(4) 内訳

債権の名称	債権放棄の事由	件数	金額
温泉分湯収入	第2条第1項第1号	2件	32,888円
浜田市漁業経営安定資金貸付金	第2条第1項第1号	1件	398,655円
放課後児童クラブ負担金	第2条第1項第2号	5件	27,000円

報告第 10 号

放棄した市の私債権の報告について

浜田市私法上の債権の放棄に関する条例第 3 条の規定により準用する同条例第 2 条第 1 項の規定により水道事業の管理者が管理する私法上の原因に基づいて発生した債権を放棄したので、同条第 2 項の規定により、次のとおり報告する。

令和 4 年 6 月 15 日提出

浜田市長 久保田 章 市

1 会計名 水道事業会計

(1) 件数 10件

(2) 金額 812,494円

(3) 債権放棄の日 令和4年3月31日

(4) 内訳

債権の名称	債権放棄の事由	件数	金額
水道料金	第2条第1項第1号	7件	804,105円
水道料金	第2条第1項第2号	2件	5,701円
水道料金	第2条第1項第5号	1件	2,688円